

令和7年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年12月2日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和7年12月9日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	散会	令和7年12月9日 午後1時38分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	水 山 洋 輔	出	9番	宮 崎 良 平	出
	2番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	山 口 虎 太 郎	出	16番	辻 浩 一	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	健康づくり課長	佐熊朋子
	副市長	早瀬宏範	統括保健師	尾島智子
	教育長	杉崎士郎	子育て未来課長	山口貴行
	行政経営部長	永江松吾	福祉課長	
	総合戦略推進部長	小野原博	農業政策課長	中村忠太郎
	市民福祉部長	小池和彦	茶業振興課長	
	産業振興部長	井上章	観光商工課長	
	建設部長	馬場敏和	農林整備課長	
	教育部長	筒井八重美	建設課長	小笠原啓介
	観光戦略統括監		新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	津山光朗	環境下水道課長	
	財政課長		教育総務課長	
	税務課長		学校教育課長	
	企画政策課長	松本龍伸	会計管理者兼 会計課長	
	企画政策課参事	奥山博一	監査委員事務局長	
	広報・広聴課長		農業委員会事務局長	
	文化・スポーツ振興課長	小原和子	代表監査委員	
	市民課長			
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	太田長寿	

## 令和7年第4回嬉野市議会定例会議事日程

令和7年12月9日（火）

本会議第2日目

午前10時 開 議

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第83号 | 財産の取得について   |
| 日程第2 | 議案第84号 | 財産の取得について   |
| 日程第3 | 議案第85号 | 財産の取得について   |
| 日程第4 | 議案質疑   |   |
|      | 議案第62号 | 嬉野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について   |
|      | 議案第63号 | 嬉野市部設置条例について  |
|      | 議案第64号 | 嬉野市印鑑条例及び嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第65号 | 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第66号 | 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  |
|      | 議案第67号 | 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について                              |
|      | 議案第68号 | 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  |
|      | 議案第69号 | 嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第70号 | 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  |
|      | 議案第71号 | 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
|      | 議案第72号 | 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第73号 | 嬉野市火入れに関する条例の一部を改正する条例について  |
|      | 議案第74号 | 塩田庁舎等利活用基本計画について  |
|      | 議案第75号 | 指定管理者の指定について  |
|      | 議案第76号 | 指定管理者の指定について  |

- 議案第77号 指定管理者の指定について  
議案第78号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）  
議案第79号 令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第80号 令和7年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第81号 令和7年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第82号 財産の取得について  
議案第83号 財産の取得について  
議案第84号 財産の取得について  
議案第85号 財産の取得について

---

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。

日程第1に入ります前に、執行部のほうから議案資料の訂正についての申出がありましたので、内容の説明を求めます。市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

議案資料の訂正のほうをお願いいたします。

ファイルナンバーでいいますと05です。議案第78号、主要な事業の説明書になります。ページは5ページです。

障がい児通所給付費等事業、このページの中の4番、本年度の事業費内訳の欄になります。この一番最後の行のところになりますけれども、実績見込額が「212,472千円－173,352千円」となっております。この引くところの金額の修正をお願いします。「173,552千円」、数字でいいますと「173,552」に数字が変わりますので、修正方をよろしくお願いいたします。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（辻 浩一君）

議案資料の訂正については以上です。

次に、本日、市長から議案第83号 財産の取得についてのほか3件が追加議案として提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第1. 議案第83号 財産の取得についてから日程第3. 議案第85号 財産の取得についてまでの3件の議案を一括して議題といたします。

これより、朗読を省略いたしまして提案理由の説明を求めます。市長。

**○市長（村上大祐君）**

おはようございます。本日、今定例会に追加上程をお願いいたしました議案について御説明を申し上げます。

今回の追加提案につきましては、財産の取得3件をお願いするものでございます。

本日追加上程いたします議案第83号から議案第85号までの財産の取得については、今定例会に既に上程しております議案第82号と関連をいたしますが、嬉野市新庁舎2階から4階までの各フロアに必要な什器を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、このたびの追加議案の概要説明を終わらせていただきます。何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

**○議長（辻 浩一君）**

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第83号から議案第85号までの3件につきましては委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第83号から議案第85号までの3件につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第4．議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。御注意ください。

これより、議案第62号 嬉野市特定乳児と通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号 嬉野市部設置条例についての質疑を行います。

議案第63号について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、条例案の質疑については全体で3回まで、条ごとに3回までといたしますので、御了承ください。

まず最初に、増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

それでは、議案第63号 嬉野市部設置条例についてお伺いいたします。

まず、全体でお伺いいたします。

①機構改革の協議を始められてから、嬉野市部設置条例制定までに協議された回数と、あと構成員としていますけれども、どういった方々が構成員とされ、あと人数ですね。それを

お伺いいたします。

2番目に、これまでの機構（組織）上の課題と、今回の機構改革により改善を目指す点はどこでしょうか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、1番目の機構改革の検討でございますが、これにつきましては、嬉野市機構改革検討委員会設置要綱というのがございます。これは平成29年に制定しておりますけど、これに基づいた協議を行っております。これでの回数は、正式にこの会議は5回でございます。構成人員は、副市長が委員長ですので、副市長以下、部長が全員入ることになっておりますので、合計で9名となっております。

このきっかけとなりますのが、令和5年3月議会において新庁舎建設基本計画を議決していただきました。その基本方針の中でいろんな機能の検討というのが入っておりますので、そこをきっかけに始めております。正式な会議は5回ですが、それ以外にも、副市長、部長で大体月1回、2か月に1回か月1回ぐらいで協議などを行って現在に至っているところでございます。

2番目の課題等につきましてですが、なかなかやっぱり行政課題というのは近年ニーズ等が変化してきておりますので、やはりそれに合った組織が必要であるということと、新庁舎ができますので、新庁舎をにらんだ組織というものがどういうものかというところを検討課題といたしまして検討を行っております。なかなか今、一つの部署で課題の解決というのも難しくなってきておりますので、やっぱりいろんな課が連携できるような体制を取っていかねばならないということで、新庁舎になりますと1つの庁舎になりますので、そういった連携も取れるような組織としたいということでの今回の提案でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今の御答弁では、まず、令和5年3月からこの会議を始めたということで理解してよろしいんですか、1回目。それをまずお尋ねしたいと思います。

それと、この設置条例の協議の場なんですけれども、部長と市長、副市長で9名ということなんですけれども、それを協議するに向けて、職員の方からとか、課長の方からとかの、協議に入る前の、例えばそういう意見とか、そういうのは取られていなかったんでしょうかということをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

この要綱に基づいた検討委員会というのは、先ほど令和5年3月に議決をいただきましたと言いましたけど、正式な開催は令和5年8月から第1回目を開催しております。令和5年度、6年度、7年度と計5回を開催しております。

それから、各課の意見聴取ですけれども、やはり最初に集まったときも、各課の意見を聞くべきであるということで、部長だけではなくて、課長とか課員の皆さんにいろんな課題等を洗い出してもらって、それから検討のほうを行っているところでございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

3回目です。計5回の協議をされたということですがけれども、そのいろんな協議の中で、今回協議された中での結果で制定されたわけなんですけれども、その過程の中でどういった議論がなされたんでしょうか、最後にお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

ちょっと同じような答弁になるかも分かりませんが、いろんな行政課題を解決するために、今、市役所のほうでフロントヤード改革とかDXとかも行っております。そういったところの利便性をもって市民サービスの向上であるとか、職員の業務効率をよくするかとか、そういった視点を持ってずっと協議を重ねてきたところでございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、第1条についてお伺いいたします。

第1条に6部が置かれていますけれども、今回、政策部を(1)にされて、総務部を(2)とされた理由をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

部設置条例ですね、部をそれぞれ書いておりますが、いずれの部も重要な部署だと思っております。そういった中で最初に持ってきたということでございますが、やはり市政全体の総合調整を行う機能は政策部に置きたいということで、一番最初に政策部を置いた理由となっております。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

これまでは行政経営部が1番に来ていたんですけども、なかなか今の御答弁では、ちょっと御理解しにくいところがあるので、これが政策部が一番上に持ってきたということ、具体的にもう一度お願いしたいんですけども。

それと、今回は6部ということですけども、市民部を福祉部と別にされたということの質問をいたします。お願いします。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

お答えいたしますけれども、政策部を1番に持ってきた理由ということでございますけれども、やはり総務となれば、市役所全体の事務一般を取り扱っていただくところでの力を発揮いただく部署だと思っております。ただ、それに比べまして政策部というところにつきましては、やはり政策的なもの、企画立案、嬉野市の企画立案をどうやって迅速に進めていくのかという部だというふうに考えたところで、政策部を1番に持ってきたということでございます。先ほど6部という御質問でございましたけれども、たしか7部になっているのではなかろうかと思っております。

市民福祉部を市民部と福祉部に分けたところにつきましては、これから先の福祉部門の充実を図っていく必要があるだろうということで、どうしても市民福祉部一つでは、部長が担う重責が重くなるという観点を持ちまして、そこを2部化したところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今の副市長の答弁で理解できましたけれども、この政策部を一番上に持ってこられたんですけども、ほかの市町はどんなふうか御存じとかあればお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

ちょっと全部を把握しているわけではございませんけれども、県内の市の状況を幾らか見ると、やはり総務部的なものを一番先頭に書いてあるところもありますし、政策部のようなものも書いてありましたので、ちょっとそれぞれの考え方で条例を構成されているのかなと思っております。（「どちらが多いとかはないですか」と呼ぶ者あり）そこまではちょっと把握していない。

**○議長（辻 浩一君）**

次の質問ですね。増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

では、第2条でお伺いいたします。

現在、総合戦略推進部が所管していると思われまます地域共生社会の推進に関することを福祉部に移管された理由をお伺いいたします。

**○議長（辻 浩一君）**

市民福祉部長。

**○市民福祉部長（小池和彦君）**

お答えをいたします。

地域共生社会の推進に関することは、現在、市民福祉部で行っております。

以上です。（「理由は」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

**○議長（辻 浩一君）**

はい。続けて。

**○市民福祉部長（小池和彦君）続**

現在、所管は福祉課となっておりますので、福祉部に移管したということです。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

もう座ったままでいいですから、分からんところをもう一回そのまま聞いてください。

（「今、いいです、ちょっと暫時休憩して」と呼ぶ者あり）休憩じゃないです。もう続けて質問してください。（「ちょっと確認したいんですけど、これまで、例えば地域コミュニティとかそういうのも多分、内容的に今後は福祉部に移管と思うんですけど、その理由をということでお尋ねしているんですけど、理由が分からないんですけど」と呼ぶ者あり）

今1回目の質問のやり取りだから、続けてください。

**○市民福祉部長（小池和彦君）続**

今後、地域福祉の充実と、いろいろ地域コミュニティとか、地域の結びつきが重要になるというふうなところで考えております。地域コミュニティを福祉部に持ってきた理由ということですよ……（「というか、いろんな地域に関する今まで企画政策部が担当された部分

が、そういう地域に関することが福祉部に移管する理由というのを伺っていたんですけど」と呼ぶ者あり) 今度、地域共生社会推進課という課を創設するという予定にしておりますけれども、そこは高齢者福祉、障がい者福祉、子ども、家庭の支援とか、そういう分野別とか、属性に分かれていた公的支援、制度を乗り越えて、制度、分野、世代の壁を乗り越えて地域住民や様々な主体がつながり合い、お互いに支えられながら、誰も孤立せず、生きがいや役割を持って暮らす地域社会を目指すという、そのようなところで地域共生社会推進課を創設するというふうなところに至ったわけなんですけれども、そういった、単に福祉だけではなくて、地域の資源とか、住民の力を生かすために地域全体の人と資源の循環を促進するというふうな立場から、こういうふうな地域共生社会推進課というのを創設して、福祉部に持ってきたということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

2回目ね。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今の答弁を期待していたんですけど、分かりました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

2回でいいんですか。

○11番（増田朝子君）続

いいです。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、全体的なところからまず質問させていただきます。

1番目に関しては先ほど答弁があったかと思しますので、理解しました。

2番目の令和6年度幼保小連携に係る政策提言がなされておりますが、その中において機構改革について幾らか述べているところもあったかと思します。その点において協議はしていただかれたのかどうか、その辺の内容をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

教育部長。

○教育部長（筒井八重美君）

お答えいたします。

政策提言をしていただいた件についてということで、その件については、実際協議をしております。教育委員会としても、市民福祉部としても、市全体としても、幼保小連携に関する

ることというのは重要な事案だというふうに考えておりましたので、その点については協議をいたしました。その上で、今回このような形を取っているということになります。その理由も述べたほうがよろしいですか……（「できれば」と呼ぶ者あり）

そしたら、教育委員会側のほうからまず述べさせていただきたいと思います。

まず、1点目としては、今回の機構改革を見ていただいたら分かるように、大きな意味で社会教育に関する部分が、市長部局にこれまで事務委任をしておりました。その部分が今回、教育委員会のほうに戻ってくるような機構改革をしております。このように、教育委員会としては、学校教育、社会教育を教育委員会の中で車の両輪として、まず、きちんと据え置いて今後の教育委員会としての事業を行っていききたいというのが大きな理由としてございました。それが1点目となります。

また、2点目としては、嬉野市の教育委員会については、5年を一区切りとしてこれまでも目標や課題を掲げて、その解決に向けて鋭意努力をして進んでいるところでございます。そういった観点で、まずは子育て分野とのこれまで以上の連携をしながら、お約束しながら、次のステップの段階で、この連携を含め、子どもたちにとって一番よい形を模索していくことになろうかと思っております。

今回の議会の政策提言については、先ほど冒頭にも述べましたように子育て分野との連携を深めていく意思疎通の強化につながりましたし、チームとして横の連携の重要性について再確認をするきっかけとなったということは事実でございます。

現在、私たち教育委員会と市民福祉部はとても良好な関係、連携が構築できているというふうに自負をしております。これを仕組み化していきながら、今後よりよい方向性を模索していくことを確認していくということで市民福祉部のほうとも考えているところです。それで、今回は機構改革のほうに盛り込まなかったんですけども、今後はこういった形がいいのか、こどもまんなか社会を目指して検討をしていくということで話をしているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

詳細な説明ありがとうございました。良好な関係を取っていただいている、さらに連携を強化していただきながら進めていただきたいと思っております。さらには、そもそもその政策提言をさせてもらったという状況、背景等も考えてみたところ、やはりこどもまんなか社会の実現に向けた取組が今後さらに重要になってくる状況だろうというところであったことも踏まえて現状の把握と政策提言をしたという背景がございました。

そういう中で、この部の設置条例で今度新たな機構改革ができるわけなんですけれども、

これは考え方なんですけれども、この部の設置条例、先ほど教育部長がおっしゃったように、連携が取れやすくなるような新たな機構改革をされたと。もちろん、その後連携が取りやすいような課及び部の配置、例えば、今、教育委員会は2階にありますよね、子育て部局は1階にありますよね。そういうのがワンフロアでできるようなところもイメージをされているのか、ちょっとそこだけ最後に聞かせていただけたらと思うんですけれども、お願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

私、増田議員のところの冒頭でも申し上げましたとおり、この組織改革というのは新庁舎をにらんだ組織をしております。ただ、新庁舎の開庁が10月になりますので、そこで同時となると混乱する可能性もありますので、4月から置き換えてしながら新庁舎にスムーズに移りたいという理由がございます。

その連携の仕方ですけれども、やはり庁舎が一本化になりますので、どのフロアにどの課を配置するということまではまだ決まっておりませんが、そういった中でも今、塩田庁舎でも若干やっていますフリーアドレスであったりとか、協議の場というのをつくりやすいレイアウトにして、そこはスムーズに連携が取れるようにということではしていきたいと思っております。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

ありがとうございます。

部長のほうからもフロントヤード改革等で連携が取りやすいというところを背景に今後考えていくということも答弁をいただきましたけれども、やはりその市民に対する利便性を目で分かるような、見えるような、そういったところまで踏まえて今後検討していただければと思っておりますので、そこは最後に要望としてお伝えしておきます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

答弁なしですか。

○6番（諸上栄大君）続

答弁をお願いします、最後、すみません。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

**○行政経営部長（永江松吾君）**

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、住民のサービスの利便性が一番大きいところだと思いますので、それはこれから各課のフロア、窓口のあり方であったりとか、どういう配置にするとかいうこともしっかり議論して、本当に市民にとって利用しやすい庁舎を目指していきたいと思っております。

**○議長（辻 浩一君）**

そしたら次、諸上栄大議員。

**○6番（諸上栄大君）**

第2条、2項目挙げておりますけれども、部の分掌する事務において、市民部、福祉部それぞれに医療保険及び国民補年金に関することとありますけれども、なぜそれがおのおのに書かれているのか、お尋ねします。

それと、建設部に住宅施策に関することとありますけれども、従来どおり市営住宅の管理というのも踏まえながら考えられているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

**○議長（辻 浩一君）**

市民福祉部長。

**○市民福祉部長（小池和彦君）**

お答えします。

まず、1点目のところ、市民部と福祉部にそれぞれ医療保険と国民年金に関するところがあるのかということですが、これは4月1日から恐らく9月末までの6か月間ぐらいになるのかと思います。ここできちっとまとめてしまうと、年金のほうは市民部のほうに移ってくることになると思います。そうすると、市民部のほうに、何と申しますか、嬉野庁舎の分については、その部分を市民課のほうに移すこととなりますけれども、そうすることになると、また住民さんが今までどおりのサービスを、半年間だけのことでありますけれども、どことか、そういうふうなところで聞かれるということもありますし、あと、机の移動とか、コンピューターシステムとかも、その辺の入力IDとか、その辺の修正とかも必要になってきますので、その辺の、言い方は悪いですが、そこまでしなくても、半年間だけなので、この現状のままいって、市民サービスの低下を招かないように事業を進めていくためには今の体制のまま半年間いったほうがいいだろうというところでこのような条例というか、この2条のほうの規定をつくっております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

建設部長。

**○建設部長（馬場敏和君）**

2番目の建設部に関してですけど、現在、住宅政策については新幹線・まちづくり課、今回、都市計画課に改め、建築グループで行います。

市営住宅の管理については、福祉部の地域共生社会推進課へ移管となります。

現在、生活弱者から市営住宅入居の相談もあり、福祉部と現在連携をしながら取り組んでおりますけど、その辺が大きでございます。福祉部へ移管することで迅速な対応ができると考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

医療保険及び年金等に関することに関しては分かりました。ただ、今の現状を継続しながらいって、新庁舎ができたときにまた一部改正があるという考え方にもなるんですかね、そしたら。そういう考え方でよろしいですね。

やはり今現状で、嬉野庁舎のほうも来客者でいろいろボタンを押しながら窓口を誘導していただいている状況ですが、そういった状況でも、やはりあっちの市民課に真っすぐ移管というのは難しかったんだろうと部長の答弁を聞きながら思っておりました。

市営住宅に関しては、そしたら先ほど建設部長の答弁の中で言えば、管理は福祉課のほうに移っていただくだろうということで、そしたら募集云々も全て、何かそこで、例えば、補修等が発生したときも福祉課のほうの対応になっていくのか。今後またあり得るかもしれない市営住宅の新規建設あるいはその廃止等に関しても、福祉課と建設課がそこは折り合ってそういう施策を考えていくのか、そこを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

建設部長。

○建設部長（馬場敏和君）

お答えいたします。

補修等の予算に関しては福祉部のほうになるかと思いますが、実働の修繕、工事に関しては都市計画の建築グループで行うということになるかと思いますが。新規の市営住宅とか廃止関係になれば、住宅政策として都市計画課と、そのときは福祉とも協議を行うという形になるかと思いますが。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

これで議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号 嬉野市印鑑条例及び嬉野市手数料条例の一部を改正する条例についてから、議案第73号 嬉野市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてまでの10件の

議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第64号から議案第73号までの質疑を終わります。

次に、議案第74号 塩田庁舎等利用利活用基本計画についての質疑を行います。

議案第74号について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本議案の質疑については章ごとに3回までといたしますので、御了承ください。増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

それでは、議案第74号 塩田庁舎等利活用基本計画についてお尋ねいたします。

まず第1章ですけれども、①第1章から第6章までの基本計画であります。今後計画を実施する中で変更の可能性もあると考えてよいのでしょうかというのと、②基本計画を策定する上で、市民参画のワークショップで出た意見がどの程度反映されたのか、具体的にお伺いいたします。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

まず1番目、基本的には塩田庁舎等利活用検討委員会での協議を重ね策定をいたしました本基本計画に基づいて事業推進をしていきたいということで考えておりますけれども、必要に応じて計画変更は生じてくるものと考えております。

今後、関係団体や関係部署との協議時に出てきた意見、要望などについては、できる限り柔軟に対応していきたいということで考えております。

2番目のワークショップの件です。市民参加型のワークショップ、そのほかに市民のアンケートも実施をしておりますけれども、こういったものにつきましては、検討委員会での基本構想、もう一つ前の基本構想段階における市民や団体からの貴重な意見聴取の場ということで位置づけておりました。ここでの多様な意見につきましては、基本構想に十分反映しているものということで考えております。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

まず①の、今後、基本計画の変更が生じた場合はその対応もしますということと、あと②のところ、基本構想についてワークショップをされたことが反映されているということで答弁をいただきましたけれども、例えば、この基本計画の策定に当たっての市民の方のワークショップで出た御意見が反映されたということをお伺いしたかったんですけれども、そこ

はどんなですかね。今回、この基本計画に対して市民の方の御意見が反映されたかどうか。そして、そのされたとなれば、どういったことが反映されたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

市民参加型のワークショップの参加をいただいた方についても、今回の計画のパブリックコメント等でコメントをいただいている方もございました。この中でも、ワークショップの中で意見を出した分、反映されていましてというような前向きな御意見もいただいております。

私ども事務局といたしましては、個々の分、もちろん個々の要望等もございましたけれども、この分については、ワークショップについては、大きな流れをつかむものとして考えておりますので、それぞれ出た分については、今後も要望等が出てくるものと思っておりますので、このワークショップで出た分を採用した採用しなかったという部分ではなくて、基本構想の六つの目標がございます。これに集約をしているものと考えておりますので、ここの基本コンセプト、このセットの六つのコンセプト、ここに集約をしているものということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

理解いたしました。今後、進める基本設計とか進める中でもっと市民の方の御意見を取り入れていただきたいと思っております。

では、次に第3章、①嬉野市中央公民館（塩田公民館）を利用されている団体やサークルの方々との協議、調整はどのように行っていけますでしょうかということと、全ての利用者がこれまでと変わらず利用できる方策を考えておられますでしょうかということをお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

塩田公民館の機能につきましては、施設利用者へのアンケートの実施により現状の把握をいたしまして、また、施設の実情や全体的な利用状況等を把握している関係部署、公民館、

とか社協、あと教育支援の施設、調理室関係を所管しております健康づくり課等ですけれども、関係部署との協議を重ね、本基本計画を策定しているところでございます。

今後の設計段階においても、各部屋の配置とか広さの詳細についてまた協議を順次重ねていくことになるかと考えております。必要に応じて随時協議等を行っていきたいと考えております。可能な限り、基本設計にも生かしていきたいということで考えております。

2番目の利用者の方策、変わらず使えるような方策ということでございます。

耐震要件を満たしていない塩田公民館の解体に伴う様々な公民館活動の場の確保というのは本基本計画の最も重要な事項ということで考えております。機能移転により活動場所や部屋の形状とか、そういった部分は変化をしてみたいと思いますが、機能移転に伴うアンケートでのメリットデメリットを記載いただいておりますので、この結果を踏まえて、これまで以上に利便性の高い施設整備につなげていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

まず、現在利用されている団体やサークルの方と、今後いろいろお声を聞いて協議をしていきたいということですが、今、公民館を利用されている方が全て、改修された塩田庁舎で利用されるかどうかはちょっと分からないということですか。例えばですよ、今、市民吹奏楽団とかあっていますけれども、そこがちょっと私は気になって、そこの団体の方も、新しくなればそこも利用できるのかなとか思ったりもしますので、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

それとあと、塩田庁舎等利活用基本計画書の31ページ、地域交流拠点施設のゾーニングプランとありますけれども、この3章の中でこどもセンターのことが書いてあるんですけども、この図面でもですね。その中に、今、楠風館で行われていますこどもセンターLykke（リュッケ）が、この計画書の中に、私が見たところで11か所名前が出ておりますけれども、第5章でも1か所名前が出ております。この「リュッケ」という言葉は、こどもセンターの今受託を受けているところの事業所の俗称なので、この計画書に入れることはちょっと不適切じゃないかなと、3年ごとのプロポーザルがあつてですね。こどもセンターとか、利用者支援事業という文言なら分かりますけれども、ちょっとそこら辺のお考えをお聞きしたいのがあります。現場の方は、担当課にもそのところはお伝えしたけどというお声もありますけど、そこはどのようなお考えなんですか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、公民館の利用者、例に出ました御発言の分が吹奏楽団の件だと思います。検討委員会のほうでも、大集会室の活用についてどうなのかというような意見もございました。基本的には、かなり大人数の大集会室の利用というのは、大集会室自体の利用は数多くあったと思いますけれども、大集会室いっぱいになるような100人以上でしたかね——というような利用は比較的、かなり少ないというような状況から、委員会でも、代替施設の活用とか、そういった部分でできないかというような部分で整理をしております。

そこで、利用料については、例えば代替施設というのと、例えばU-Spo（ユースポ）であったりとか、リバティとか、そういった部分だと思いますけれども、そういったところの利用に関しては、ある程度利用料の減免とか、そういった部分も検討してもらえないかというような要望は出ております。今回の計画の整理としてはそういった形で行っている状況でございます。

それと、2点目の子ども・子育て支援機能の部分にリュッケというような部分で掲載している分ということで、リュッケさんについては、現時点でこの施設が、この機能が、全て入るということで決定しているということではございません。これは、あくまでも例といたしまして、こういった機能が入ることは可能ですよという部分ですので、今後運営を考えていく中で、関係課、今現在では子育て未来課との協議等により検討をしていくということになりますけれども、現状ではこういった分かりやすいような表記というような形で挙げさせてもらっているということではございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりやすい表記と申されましたけれども、これは、ここに記載するのはちょっと違うんじゃないかなと思って質問をさせていただきましたけれども、名前自体がちょっと、受託を受けている今の俗称なので、それは私としてはちょっと違うのかなと思いました。

それと、先ほどの吹奏楽団のことも含めてですけれども、市民の皆さんが、本当に塩田庁舎の利活用として十分に利用できる、活用できるようにお願いしたいし、例えば、代替の施設になれば、そこも希望があるということですが、そこら辺の考慮はしていただきたいと思います。

そのリュッケのことについて、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

リュッケの名称につきましてですけれども、これは委託業者の名前ではなく、こどもセンターができたときに愛称を募集してリュッケというふうな名前に決まったのだと記憶しております。

ですので、名前の利用をするのは全然問題はないというふうに思っております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

それでは次です。増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

一言あれですけど、リュッケは募集はされていません。愛称を募集されたわけじゃないです。その事業者さんがつけられた名前と私は認識しておりました。

次に、5章に入ります。

5章は、地域交流拠点施設のゾーニングプランについてお伺いいたします。

こちらで、ゾーニングを計画する際に、現場の関係機関の職員並びにスタッフとの協議を十分にされましたでしょうか。

それと、あと②ですけれども、こちらの中に、産後・母子ケア（ファミサポ）機能という文言が記載されていますけれども、ファミリーサポート事業を塩田庁舎に移転する計画なんでしょうか。

それと、外構については36ページなんですけれども、外構プランとしてはB案で検討を進めたいとありますが、駐車場の確保、台数についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えいたします。

まず、1点目です。特に本基本計画におけるゾーニングのプランにつきましては、各関係部署や関係団体等の協議、調整を入念に重ねております。もちろん、これまでのワークショップや市民アンケートの調査結果、各関係団体とのヒアリングの意見等も踏まえ、各部署との調整は行っているところでございます。

2点目のファミリーサポート事業の移転というようなところでございますけれども、本基本計画の、ページでいうと31ページの表記につきましては、2階フロアに子育て支援機能をゾーニングする中で、一時預かりなどファミサポのサービスを実施する場として活用が可能ではないかという意味合いで記載をしております。ファミサポ運営拠点を移動、移転するかどうかという部分については今後の運用面での協議、決定によるものと考えております。先ほどのリュッケの部分についても、もちろんそういった意向はございますので、十分そこは把握を

させていただいて、位置の配置をするようにはしますけれども、そこは今後決定をしていく部分というようなところだと考えております。

それと、3番目の外構について、駐車場についてですけれども、現在の庁舎の駐車スペース、庁舎前の駐車場及び階下、公用車、あと職員駐車場として利用している部分もありますけれども、その部分の合計で約260台の駐車スペースがございます。うち、今後予定をしております公民館の解体の部分、塩田公民館の建物部分の下、その分の跡地を利用した多目的広場の予定にしておりますけれども、その分が約50台ほどございますので、その分を除いても今後多くの職員用駐車スペースが必要なくなることで、また、公用車も大分減るといようなことから、残り210台ほどはこれからの施設のための駐車場として確保できる見込みと考えております。現時点では、さらに駐車場を増やすような整備については今のところ計画はしておりません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

まず、ゾーニングについてですけれども、現場の関係機関と十分に協議をされているということですね。

あと、ファミリーサポート事業については、こちらの2階のところ、広場としてファミリーサポート事業をすることもあるというか、できるということで進めていらっしゃるということで、事業そのものは嬉野で今、子育て支援センターの中でやっていますけれども、それはそこでずっと続けていくということで理解してよろしいでしょうか。

もう一つ、例えば、2階が民間の導入を考えていらっしゃるんですけれども、その民間の子育て支援機能のところを、民間の方と、先ほど言った利用者支援事業とか、いろんな事業と一体的にされるのか、例えばその民間の方に、そのフロアが民間のフロアと、今2階の全体の中、全部2階をそういうスペースにされるのか、そこら辺は具体的に決まっているんでしょうかというお尋ねですね。

それと、3点目に、外構については先ほど駐車台数が260台とかと言われましたけれども、地下も含めてですね。今、1階のところでは、その駐車スペースは確保——そこら辺がちょっと理解できていないんですけれども、1階のところではどのくらい駐車台数を確保されるんでしょうか。というのが、子育て支援機能とか、わざわざ地下から上がっていくのが大変と思います。雨の、それは地下ですのであれですけど、やっぱり一番子育て関係とかはスムーズに駐車場からその広場まで行けるのが、最短距離が一番理想と思うんですけれども、そのところの駐車確保というのはどんなふうですか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

市民福祉部長。

**○市民福祉部長（小池和彦君）**

先にファミサポ事業の関係のところで申し上げます。

議員おっしゃるように、今恐らく一時預かりのことかなと思っていますけれども、今、楠風館を利用したりとかしておりますけれども、この状態は今後も続けていきたいというふう  
に思っております。

以上です。

すみません。嬉野でもしながら楠風館でもしようと、今度は塩田でもするという、そういう  
ふうな意味で2拠点になるというか……（「事業そのものは嬉野、拠点……」と呼ぶ者あり）事務局そのものは、そのまま嬉野のほうに……（「そうですね、事務局としてですね」  
と呼ぶ者あり）ですね、そういうことになります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

ファミサポの件は、先ほどの議員の理解のとおりだということで認識をしております。

2階の子育て支援機能についてです。

ここについては、市内外から子育て世代が集うような、子どもたちの屋内遊び場というよ  
うな部分を中心に計画をしているところでございます。その中で、いろいろな市のほうで、  
今まで行政のほうで行ってきたような、子育て支援の部分について盛り込めるか盛り込めな  
いか、一緒にできるかできないか、スペース的に足りるか足りないか、この分については関  
係部署と協議をしながら、今後、行政側としてはある程度これだけは必要というような要求  
水準書というのを提示して、民間事業者さんを募りたいというような形で考えています。

ですので、民間の事業者さんだけが考えて提案をされるということではなくて、市のほう  
からも、ある程度これだけはここでやるという部分については要求水準書のほうに明記をし  
て発注をしたいというような流れで今のところ考えております。

それと、3番目が駐車場の件です。

階下の分を除いた分については今66台区画、駐車スペースがございますので、ある程度、  
それこそ雨の日とか、どちらが利用しやすいのか、その立場によって、雨に濡れずに来られ  
る、地下、階下のほうがいいと言われる方もいるかも分からないですし、それぞれ利用の仕  
方はあると思いますけれども、上とといいますか、階下以外の部分も66台が確保できておりま  
すので、十分対応できるのではないかとということでは考えております。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

先ほどリュッケの件ですけど、名称の件ですけども、公募したということで発言をしましたが、業者さんがつけた愛称ということでした。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ちょっとさっきの件ですけど、愛称ということでしたら、やっぱりそこは計画書の中に盛り込むのはちょっとおかしいんじゃないかなと思いますけど、御検討をお願いしたいと思います。

今の答弁ですけども、まず、ゾーニングに関しては、民間の方に一緒に盛り込むのかというのを、今事業がされていますけれども、今後、担当課とかいろいろなところと協議して、それがどのように可能なのかというのを協議していきたいということで理解できました。

駐車場の件なんですけれども、現在、嬉野で子育て支援センターが老人福祉センターで行われていますけれども、その駐車場に関しても結構いろいろ利用者の方から大変だということがありますので、本当は、一番最短距離で——今、課長が答弁されましたように、雨の日とかは地下にも止められると思うんですけど、通常、晴れた日とかは、やっぱり近いほうが利便性が高いのじゃないかなと思います。

そういった中で、66台が確保できているということで安心はできましたけれども、もう一つお尋ねしたいのが、例えば今回、3階までのゾーニングですけども、公民館が入り、社協さんが入り、いろんな民間さんが入るということですけども、全体的な建物の管理はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回の基本計画の中では、この管理の面についてはもちろん明記をしておりません。

今後、先ほどありました機構改革の部分もありますので、この辺も含めて、塩田庁舎、もちろん行政窓口のほうもありますので、この辺の配置、職員の配置とか、管理の面、どういったものを担当するかというような部分は決定をされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

議案質疑の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして議案質疑の議事を続けます。

次に、宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

私は、塩田庁舎等利活用基本計画について、第4章のほうで、事業手法の整理ということで、想定される事業手法において、市が想定しているベストな選択はどの手法か、詳細を伺いたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回の塩田庁舎等利活用に係る施設整備については、塩田地区の核となる交流拠点施設という位置づけにしており、施設の用途や運用形態によって発注方式も柔軟に変えていくことも効果的ではないかということで考えております。

現時点での想定ですけれども、塩田庁舎の1階と3階の全面改修、それと2階の部分についても一部民間提案というようにお話もしましたけれども、2階の下地の部分の改修ですね。民間提案による施設整備を行う前の整備、ちょっと老朽化している部分とか、そういった部分については従来方式で。また、2階フロアの子育て支援機能部分については民間の提案によるデザインビルドまたはDBOですね。オペレーションまで含めた方式を併用することでの整備が、にぎわい交流拠点としての効果がより大きくなるのではないかとということで今検討をしているところでございます。ただし、今後の運営方針等に大きく関わってくることでございますので、市全体、また子育て部門、子育て未来課等とも継続的な協議が必要ということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。

事業手法は、「利活用を行う民間の提案を部分的なエリアで実施し、従来方式と併用する方法もある」と書いてありますね。これを基本としてやっていくということでもいいんですか。上のほうを見ると、DB、DBOが有力な手法と考えられますということで、この事業書の

検討として書いてあるんですね。下のほうに、「また、塩田庁舎が既存の状態のままスペースを利活用する場合、利活用を行う民間の提案を部分的エリアで実施し、従来方式として併用する手法も考えられます」と。メインとしては、どちらの方向でいかれる予定なんでしょうかというのが1つ。

それと、もう一つ、これは塩田庁舎が既存の状態のままこうやってスペースを活用する場合、先ほど言った、併用する手法も考えられるということですが、将来的に見て、これにより、改修とか、その後また修繕しなきゃいけないとかというコストの増となること等は想定ができないかなと思ってまして、そこについてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

先ほどありましたデザインビルド、DB方式あるいはDBO、この両方で今現在、2階部分については考えているところでございます。その併用ということではなくて、それはどちらかということで、従来方式、例えば1階の窓口とか、関係機関、団体が入る窓口、相談機能、あと交流スペース等については従来方式、あと、3階の公民館の貸館の整備、これは基本的に、間取り等は今の現状の部分で行いたいと、利用したいと考えております。例えば、ここの議場の使い方については大幅な改修が必要となってきますので、その辺りは従来方式を取りたい。2階部分については、下地の準備の部分は従来方式でやって、その後の民間提案を受ける部分についてはDBまたはDBOでやりたいというような意味合いでございます。

以上でございます。（「分かりました、次に行きます」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

次に、外構プランということで第5章、外構プランと想定の実業費と財源の検討を一緒に聞きたいと思っております。

外構プランは、地域交流拠点施設の外構プランの実施において、公共交通、バス等が乗り入れできるロータリー等を整備する考えはないか。また、現在も敷地内への車が入り出しにくい状況であることから、改修に合わせて対策等はあるのか、お伺いしたいと思います。

そして、財源の検討において、市としてどのような財源構成で進めていくことがベストと考えているのか、そこまでの詳細を伺いたいと思っておりますよろしく申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、1点目の路線バス等の乗り入れについてでございます。

塩田地区の拠点として非常に重要な要素ということで認識をしております。これは市民参加型のワークショップでも、そういった部分ができたらいいなというような意見も実際ございました。そうではありますけれども、現段階では、この内容をこの部分については触れておらず計画として取りまとめできる状況にはございませんでしたので、現時点では計画にはのせていないというような状況でございます。

本基本計画については、塩田庁舎利活用に係る周辺施設の再編、主に公民館ですね——と、公民館の再編の部分、それとにぎわい創出施設の整備という部分、ここの使い方について、この分についてを最優先の協議事項としてきております。その取りまとめだけでも、当初の計画より大分時間を要しているような状況でもございました。ということもあまして、計画には、そこまでの突っ込んだところでは計画ができていないというような状況です。

しかしながら、今計画で掲げなかったので検討しないということではなくて、今後、地域拠点の整備の一環として、地域公共交通のほうとも協議をすべきことかなと思っています。ちょっとバス事業者さんとか、相手方もございますので、慎重に行うべきかなということで考えております。

それと、2点目の敷地内の車の出入りの状況の改善というようなところだと思います。

本基本計画では、塩田庁舎の建物内の改修に加えて、耐震要件を満たしていない塩田公民館の解体に関連し、解体後の跡地に係る外構プランまでを掲げております。現段階では、車両の乗り入れに係る有効な対策等の計画については示していない状況でございます。塩田公民館を解体し、外構整備が始まるまでまだ猶予がございますので、敷地内の車の出入りについては、建物の改修とは別に、外構設計を取り組む段階で検討できたらなということでは考えております。

それと3つ目、財源についてです。

事業担当課といたしましては、まず、国のほうの第2世代交付金、これに拠点整備事業というのがございます。公共施設の集約とか複合化に使えるような交付金になりますけれども、この分の活用を今最優先で検討をしているということで、事前に、既に市長のほうも実際、国のほうに協議に行ってもらっていますし、あと、県を通じての相談会のほうにもこの案件を挙げておりますので、1月中旬頃には、この辺の申請をまとめて提出する形にはなると思いますが、この分を最優先に考えております。

それと、その他、今後、財政部局との詳細な調整が必要になってはきますけれども、公共施設適正化事業債などの起債、あと、公共施設建設基金、子育て夢基金、また、その他事業債や交付金の活用を考えなくてはいけないかなということで、できる限り本市の財政負担のことを考えながら、本市の実質持ち出しが小さくなるような方策を考えていきたいというこ

とで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。先ほど、バスの乗り入れ、ロータリーとか、また、敷地内の車が出にくい状況の改修等、対策があるのかお伺いしたところ、今のところそれはないと。公共交通の計画と併せてやっていくつもりだということでしょうけど、これは、ある程度できてしまっただけからというか、ある程度計画ができる段階においてそこら辺まで含めて行って、工事も同じような形で、同じような状況でやったほうが、当然、工事費のコストとしてもかからないでしょうし、ここまでの計画、少しやっぱり遅れるというのが厳しいというところなんですかね。ある程度時間を、公民館の再編とか取りまとめだけでも時間を要しているということでありましたけど、塩田町の一番大事なところを決めるに当たって、多少の時間は要するかと思うんですね。

その中で、こういうことも含めて、全体的なランドデザインも含めてやっていかないといけないなと私は思うんですけど、まず、その中でなんですけど、ここら辺の図書館があり、商工会のビルがありますよね、ここら辺ね。あと、公民館がある中で、公民館は崩すという中で、先ほど言ったここら辺のロータリーを含め、駐車場を含め、ここら辺のランドデザインと考えたときに、敷地内への出入りがしやすいとかということも含めて考えたときに、商工会さんのビルもある程度年数もたっていますし、ここら辺と商工会さん、もしよかったら庁舎のほうに入られませんかと、こういう何か交渉とか、そういったことを今までなされたりしたことがないのかなと思ひまして、そこを含めてお伺いしたいと思ひます。私は、こっち側へ入られて一緒にやられたほうがランドデザインとしてはすごく広くもなりますし、いいかなと思ひますので、そこら辺の話合いとかそういったものはできたのか、そこをお伺いしたいと思ひます。

それと、補助金とか財源の件ですけど、財政もある程度分かりました。もちろん、市の持ち出しをなかなかしなくていいようにやりますというお話ではありましたが、これは立地適正化計画とか、そこら辺というのは当てはまらないんですかね。新しく建てたものしか駄目なのか、そこら辺私も調べていなかったんで申し訳ないですけど、そういったことも含めて教えていただければなと思ひます。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、本基本計画、全体的な視点で考えるべきじゃないかというようなところではあるとは思いますが、先ほどもちょっと触れましたとおり、まず、ここの公民館の貸館の部分の代替といいますか、ある意味移転の部分ですね。その部分と、新たなにぎわいを創出するような拠点づくりというのが、ここの塩田庁舎のまず一つの使命でもございましたので、この分をまずしっかりやらせていただきたいというような今回の計画と。

それと、交通計画の部分、あと道路との隣接とか、入りやすい、出やすいというようなところについては、敷地の部分として、公民館の解体後に時間がちょっとございますので、ここまでで全て関係者かなりありますので、調整ができるのか。あと、またバス事業者さん等の負担を伴うもの、制度が変わるものになりますので、できるかどうかというのはちょっと現段階では不明ですけれども、建物と敷地というような部分で計画をそれぞれ考えていきたいということで今のところ考えているところでございます。

それと、各ほかの機関の部分ですけれども、商工会さんにつきましては、これは大分前ですけれども、一番初めにここの利活用の話が出た、それこそ5年ほど前の時点で商工会さんのほうとお話をした経緯はございます。当時、庁舎を1つにするか、2つのままでいくか、そういった議論の中で、商工会さんのほうは現状そのままでいきたいというような、自分のところで持っておられる資産でもございますので、活用したいというような意向は聞いております。

いろいろな関係機関で申しますと、実際は郵便局とかの部分の入居とか、そういった部分の話もございました。ここについては、今現在ここの計画にはもちろん、ちょっと現段階では盛り込めませんでしたけれども、そういった部分についても、窓口、塩田郵便局を窓口としても、九州の支社であったりとか、全体の部分として検討はいただいているような状況ではございます。実際これが移転になるかどうかという部分はちょっと別としまして、協議はさせていただいているというような状況にございます。

それと、最後の立地適正化の問題ですけれども、基本的には区域外ということもございしますので、塩田地区の部分ですね。その分については特に問題ないかということでは考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。商工会さんのほうの先ほどのお話なんですけど、郵便局のほうもというお話もありましたけど、できるだけ地域拠点をつくっていくという先ほどの視点からいくと、そういったものがある程度まとまって入っていたほうが市民の方々も一番いいのかなと思いますので、そこら辺はちょっと、今後含めてですけど、しっかりといろんなところと協議し

ながら、ある程度集約ができるような形で、あと言い方はあれですけど、グランドデザインを考えたときに、本当に出入りがしやすかったほうが市民の方も助かりますし、バスもしっかり入ってこられたほうが助かると思いますので。今バス停が3か所ありますよね。それが一つにまとまったほうが絶対的に皆さんも喜ばれると思いますし、そこでまたにぎわいも生まれてくると思いますので、ぜひともそこは今後協議をしていただきたいと思いますと思っています。

私からは以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

次に、諸上栄大議員。

**○6番（諸上栄大君）**

それでは、第4章、基本的な方針のところの(2)導入機能の整理についてというところでお尋ねをします。

庁舎機能をはじめ、6項目の機能があり、商業機能に「施設と親和性の高い機能の誘致」とありますけれども、この親和性の高いということも踏まえて、具体的にはどのようなことなのか、お尋ねします。

それと、2点目に、交流を生み出す機能としてというところで2項目の記載がありますが、「イベントやマルシェなどにも利用でき賑わいを創出する広場の空間を配置します。」とありますけれども、具体的にこの施設の中に広場の配置を考えられるのか、内外も踏まえた施設の配置というのを検討されているのか、その考え方をお尋ねしたいと思います。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

まず、1点目でございます。本基本計画において、商業機能の充実もにぎわい創出の重要な要素ということで考えております。施設と親和性の高い機能の誘致という部分につきましては、2階フロアに子育て支援機能を予定していることから、子育て世帯が気軽に立ち寄れるカフェであったりとか、1階の交流・多目的スペースでは、地元の方が店舗展開できるような、常設でもいいですけど、常設とかではなくてスポット的な出店も含みながら、そういった活用も検討するというようなところでのスペース、そういったスペースとすることを想定しております。

2点目の交流を生み出す機能といたしましては、活用用途を限定しないスペース、先ほどの屋内の1階の交流・多目的スペース、また、屋外の多目的広場などになりますけれども、誰もが活用できるオープンスペースとして屋内外に設けると。そこで各種イベントやマルシェ等で御利用いただけたらというような、そういった施設整備を想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

先ほど答弁いただいた中で、1番目に、施設と親和性の高い機能の誘致ということをお尋ねした際に、幾らか2階フロアに子育て世帯等が利用できるような機能を持たせたところが入っていくので、そういうところを踏まえたカフェとか、そういうところをというような答弁だったかと思います。

それともう一つは、今現在、パン屋さんがときどき来たりとか、例えば、何か販売されている風景を塩田庁舎でも見ますけれども、イメージ的にそういうのが中に入って物販、販売等ができるスペースを造るよというようなイメージの捉え方でいいのか、そこをちょっともう少しお尋ねしたいなと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

議員御発言のような形での御理解で合致しているのかなということでは考えます。

現時点で、この計画の中に、例えばどこどこを誘致しますよとか、そういった部分については、具体的なものはちょっと明記できませんけれども、これまで事業者のほうにいろいろ民間参入というような視点でサウンディングの調査を行ったところではございますけれども、なかなか採算性の、独自採算というような部分では常設出店は難しいとか、いろいろ業種によるんでしょうけれども、そういった御意見もいただいております。子育て関連施設に合わせて、相乗効果でお客さんも来る、お店も出す、その相乗効果で見込めるというような、そういったお店の可能性もあるというような話も聞いておりますので、設計を進めていく段階で、いろいろな可能性を探りながら事業を進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。第5章のほうに移ってよろしいでしょうか。

それでは、第5章でお尋ねします。

地域交流拠点の整備方針についてですけれども、相談拠点として機能を持つとされておりますけれども、その中で地域包括支援センター、あと、社会福祉協議会等がありますけれども、既存の分に関してはもちろんそのままスライドで入ってくると思いますけれども、新た

に何か相談の機能が入るといようなことも可能なかどうか、そういうところをまずお尋ねしたいと思います。

それと2番目、子育て支援機能及び教育支援機能（新設）と書いてありますけれども、子育て支援機能というのはあらかじめイメージがつくんですけれども、先ほど来の答弁です。教育支援機能というのがなかなかつかみにくくてですね。どういうことを想定されているのか、そこをお尋ねします。

それと、3点目なんですけれども、これは2番目の地域交流拠点のゾーニングプランのところなんですけれども、図書館通路・オープンデッキスペースに屋根がつくのか、そういったところを想定して考えられているのか、そこをお尋ねしたい。

以上、お願いします。

### ○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

### ○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、1点目でございます。現在想定している各窓口や相談等も含めた機関が必要な広さ及び全体的なスペースの兼ね合いも出てくるとは考えますけれども、今後の調整、協議では、新たな団体等がそこを塩田の窓口というような形で入る可能性は十分にあるのかなということでは考えております。十分にと申しますか、ちょっとスペース的な問題もありますので、その辺の兼ね合いになるかなと考えております。

2番目の2階フロア、子育て支援機能についてということでございます。それと教育支援機能ですね。これについては、まず、子育てのほうですけれども、市内外から子育て世代が集うような子どもたちの屋内遊び場という部分を中心に子育て相談や、図書館もございまして、子ども図書なんかも備えた施設という部分を想定しているところでございます。

官民連携によるにぎわい創出事業として進めていきたいということで考えておりますので、今後、市民や行政の要望、これは必須だよというような部分については要求水準書という部分を作って、仕様書を作って提案を募るところで、これまで行政で行ってきた子育て支援機能の集約施設にとどまらないような形、ここに集めるだけというような部分にならないようにやっていきたいなということでは考えております。

そういう意味で、設計、施工、運用までを民間の提案による部分で整備をしたいというようところで、その辺を視野に入れているところでございます。

教育支援施設の部分ですけれども、現在、塩田公民館に設置をされております教育支援センター「あさがお」さんですね。この分の機能移転がまずございます。それと、教育相談の場の拡充という部分も、このスペースを活用していただけたらなというようところでございます。ちょっとトイレとか、その辺の整備は必要になるかなということでは考えて

います。

それと、図書館との連絡通路の関係です。オープンデッキについては、現時点では屋根、ひさしについては本計画には盛り込んでおりません。屋根をつけることで庁舎と図書館が一体というか、1つの建物、1棟となるような考え方になった場合に、法的な制限や、あと、ひさしつけるとなったら予算とか事業規模、そういった部分も関係してくると考えております。今後検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

諸上栄大議員。

**○6番（諸上栄大君）**

教育支援機能に関しては、現在、塩田公民館で取り組まれている、「あさがお」というような教育委員会のほうの事業というか、不登校支援になるとですかね、あれは。多分そういった事業だったかとは思いますが、そこが入ってくるということである程度理解しました。

あと、特段、何か障がいをお持ちの子どもたちが何かいろんな訓練じゃないですけど、遊べるというようなところは、主体的に2階の全フロアで考えられているのか、そこをもう一つお尋ねしたいと思っております。

それと、あと、相談拠点として先ほど課長答弁をいただきましたけれども、例えば、現存する社会福祉協議会さんあるいは地域包括支援センターがそのままスライドで入るわけなんですけれども、今までされているちょっとした会議みたいなというのが、今回なかなかできなくなるんじゃないかなと、スペース的に、1階フロア。そういった要望とか、そういった対応とかはどのように考えられているのかなというところがちょっと気になってお尋ねするんですけれども、2点お尋ねします。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

教育支援機能の部分と、この31ページのゾーニングについての中で、障がいをお持ちのお子様等の対応については教育支援機能という部分では対応の予定は今のところございませんでしたけれども、今後いろいろな協議の中で、こういった使い方が有効なのかという部分は検討をしていきたいと思っております。今現時点で、いろいろ決まっているものではないということで、その分は想定をしておりませんでした。

それと、1階フロアの各団体の諸室については、いろいろ現時点で要望等もいただいております。今、1階はオープンスペースですけれども、仕切りが必要だとか、相談ブースはこ

うしたほうがいいとか、先ほどありましたちょっと打合せ、会議ができるようなところという部分もありますので、その辺は要望を聞きながら、できる限り対応をしたいと。別に諸室として相談室等は設ける予定ではございますので、その辺の活用もしていただければということで考えております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

**○議長（辻 浩一君）**

これで議案74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号 指定管理者の指定についてから議案第77号 指定管理者の指定についてまでの3件の議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第75号から議案第77号までの質疑を終わります。

次に、議案第78号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。

まず、2ページから4ページまでの第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出補正予算事項別明細書9ページから23ページの歳入について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで13款から22款までの歳入全部についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書24ページから69ページまでの歳出について質疑を行います。

まず、24ページ、1款. 議会費、1項. 議会費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで1款. 議会費の質疑を終わります。

次に、2款. 総務費、1項. 総務管理費について質疑の通告があります。

事項別明細書26ページ、6目. 企画費について順次発言を許可します。増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

議案第78号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）についてお尋ねいたします。

6目. 企画費の民間宅地開発支援事業補助金246万1,000円、主要な事業の説明書は1ページになります。

そこでお尋ねいたしますけれども、このことに関して合同常任委員会で令和7年度の実績の資料を頂きましたところ、令和7年度の実績がまだありませんでした。それで、当初予算が550万円、今回12月補正が246万1,000円ということですが、今回の補正予算の理由をお伺いいたします。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

議員御発言のとおり、令和7年度の現時点まで申請はあっておりません。本事業への申請

はなく、実績がないような状況ではございますけれども、令和5年当時から大規模な開発について御相談を受けておりました。この相談を受けていた、これは嬉野地区ですけれども、大規模な開発で40区画以上の開発でございますけれども、この申請のめどがたちましたので、今回、補正予算をお願いするものでございます。

また、塩田地区の2業者、合計で11区画、これについても新規申請が見込まれるということで、当初予算で今予算化してある分と合わせて、合計の部分で今回の見込みと合わせて、その差引き分を補正予算に計上させていただいたということになります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

これまでの実績はないんですけれども、令和5年度から大規模の区画整理の予定があったということなんですけれども、今回、嬉野地区が40区画、塩田地区分も入っての今回の補正予算ということで理解していいんですかね。

それと、もしそうであるならば、合同常任委員会で説明をいただければなと思いましたが、そのことはいかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

今、議員御発言の認識のほうで間違いないかと思えます、今回の補正の額とか、その申請の内容については御認識のとおりだと考えております。

合同常任委員会ของときにも、この民間宅地の関係の補助については触れさせていただいていると思います。ちょっと具体的な、ここまでの何件とかという部分についてはまでは触れておりませんが、内容としては、主要な事業の説明書の中で件数、差引きの金額等については御理解いただけたのかなということで考えておりました。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。今回は嬉野地区の40区画とか、塩田地区もありますけれども、地権者としては何人ぐらい、何件でしたでしょうかというお尋ねをさせていただきたいと思えます。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

塩田地区の1件については地権者はお一人だろうと、今の現時点ですけれども、相談はお一人だろうと。それと、もう一件の塩田地区の分についても地権者はお一人です。嬉野地区の先ほどの40区画以上というような部分については20名程度を想定されているところがございます。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

分かりました。今回も大規模なこの事業なんですけれども、今後の傾向として、やっぱり宅地として造成は結構問合せとかあっているものなんでしょうか、最後にお伺いします。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

現時点で相談はまだ申請の準備等を進められている事業者さんについては今御説明したとおりということで考えております。

この制度自体が、制度開始から令和8年度まで、令和9年3月までというような時限のものではございましたので、この辺についてはそういった状況でございます。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

次に、田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

今の説明で大体分かりましたが、1点だけお聞きしたいのが、この条例でいけばですよ、1事業当たり200万円を上限とする、要するにこれは10区画というふうになっているんですよ。この1事業というのが、どういう基準なのかなというのだけ。ここでいけば、今回40区画ぐらいあって、そのうちの10区画分というような考え方なのか、そこら辺をちょっとお聞きをしたいなというふうに思ったんですけど。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

上限を設けておりますのは1事業者に偏ってと申しますか、1回に多くの補助金という部

分の、ある程度抑制の部分で制限を設けているものと考えております。

事業については、その一帯、売出しの時期だとかそういった部分、場所が変わればもちろんそういった部分とか、年度が変われば売出しの時期とか整備の時期、そういった部分によって1事業ごとというような部分で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

今の説明でいけば、今年度10区画、来年度10区画というふうな形で仮に申請をすれば、それでもいいというふうな捉え方で構いませんか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

この交付要綱がございますけれども、ここについては、そこまで明確な規定がございません。今お話ししました内容については明確に切り分けできる部分かなと思って申し上げましたけれども、開発のやり方とか進め方によっては非常に判断が難しい部分も出てくるんじゃないかなというような形では考えております。事前に相談をいただく場合がほとんどですので、その部分については慎重な協議が必要な部分も出てくるかなと考えておりますので、慎重に判断をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

これで1項、総務管理費の質疑を終わります。

次に、事項別明細書28ページ、2款、総務費、2項、徴税費から38ページ、3款、民生費3項、生活保護費までについての質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで3款民生費までの質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして議案質疑の議事を続けます。

次に、39ページ及び40ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費について質疑を行います。

質疑の通告があります。1目、保健衛生総務費について発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

39ページ、保健衛生総務費、18節．負担金、補助及び交付金のところにやさしいAED購入費補助金12万円、ここで補正に上がっておりますけど、設置の予定件数、場所についての詳細な説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

お答えいたします。

この事業については、宿泊施設、自治公民館、福祉施設、幼稚園等が対象となっております。現在32施設が申請し、設置を行っております。（「32」と呼ぶ者あり）はい、現在までですね。

それで今年度は、当初は、ここ数年申請がなかったものですから1件だけの予算計上をしておりましたが、2件の申請がありましたので、1件計上しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

これは、ここにやさしいAED購入費補助金交付要綱というものに基づいてやられていて、今32施設というふうにおっしゃいましたけれども、これでまだ全部が全部完了をしていないんじゃないかなというふうには思うんですが、実際予定されているというかな、そういう該当するような施設というのがまだあるのかどうか、そこら辺把握されているのかどうかというのが1点。

それと、これはバッテリーだとか何とか、要するにそこら辺を変えていかないといけない耐久年数といいますか、あると思うんですが、それに対しても、いわゆるパッドの交換とか、そういったものにも補助があるわけなんですけど、そこら辺、設置されたところに対して、例えばそういうふうな期限等についての指導というかな、そういったものが市からやられているのかどうか。もう全くの、設置をされているところの自主的なものに任せられているのか、その点について。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

当初この要綱をつくりましたときに、旅館とかに一応要望調査をしております。それで、要望するところは要望する、要望しないところもあります。これがやっぱり補助が約半額ということで、機械自体はやっぱり30万円以上かかるものです。それで、補助が15万5,000円

と半額ぐらいになりますので、どうしてもそれぞれの負担が発生してしまうので、やっぱりそこでちゅうちょされているところもあるかなとは思いますが。

それと、バッテリーとかパットの交換についてですけれども、そこら辺の補助も2分の1で計上しております。ただ、そこら辺のパットとかバッテリーの補助も出しますよという通知に関しては徹底がされていない部分はあると思います。それで、何年か前は、これがあると聞いて追加で補正を要望しますというところもありましたが、その徹底はできていないのが正直なところです。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

AEDがあったから非常によかったという事例も多々あるかと思うんですね。そういったことを考えれば、こういう補助金交付要綱、これは当初、一番初めは平成18年ですかね、できたのがですね。それから何年か、大分たっていると思うんですよ。そういう中で、こういうふうな補助がありますよということで再度お知らせをしながら、やはり安心・安全というかな、こういったものが補助もありますので設置をしてくださいとか、あるいはそういう期限がありますので、交換をしてくださいとか、そういった旨の、通知とか、パンフレットとか、そういったものをぜひやっていただきたいなというふうには思うんですが。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

ありがとうございます。今回、保育園が2か所出たことで、再度、幼稚園、保育園のほうに、要望はないですかというお問合せをしております。それで、こちらのほうでも以前、社会福祉施設とかにも調査はしたんですが、その後できていないので、再度またそういう情報の徹底をしていくつもりではおります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで1項、保健衛生費の質疑を終わります。

次に、3目、母子保健事業費について発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

次、40ページの母子保健事業費の扶助費ですね。これの新生児聴覚検査の費用助成事業22万5,000円ということなんですが、この補正で組むようになった、なぜ補正を組まなければならなかったのかということについて説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（佐熊朋子君）**

お答えします。

新生児聴覚検査は、出生後1週間以内に赤ちゃんの耳の検査をするものです。この費用については、医療機関でサービスでされているところと、保護者の方が個人負担をされているところという二通りあります。市は、個人負担をされているところに関しては5,000円を上限として補助を出しております。

今年度、聴覚検査をサービスでされていた医療機関が産科を閉鎖され……（「何を」と呼ぶ者あり）個人負担分をサービスでされていたところが産科を閉鎖されたんですね。病院によって個人負担をお願いするところと病院のサービスでするところがあって、サービスでされていたところが産科を閉鎖されました。それで、お産のほうは、個人負担を必要とする病院へ流れていったことから、こちらの補助をする対象の方が増えたというのが現状です。よろしいでしょうか。

**○議長（辻 浩一君）**

田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

となると、これは扶助費ですよ、要はね。扶助費として、いわゆる1週間以内に聴覚の検査をするということに対してサービスで医療機関がやられていた。その医療機関がやめられたので、逆にいうと、そこで負担をしなければならなくなったということですよ。そのね、要は、当初予算を組むときに、市内何人ぐらいの新生児が生まれるというそういうところで本来予算は組むんじゃないですか。病院側がサービスでやられたのをやめられたからここで組むというのは、若干おかしかとやなかかなと思った——まあ、これは当然、悪いとは言いませんよ。言わないけれども、当初予算を組む段階で嬉野市の新生児がこれぐらいだからこれぐらいの扶助費が必要なんだという予算を組むべきじゃないんですかということ。

**○議長（辻 浩一君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（佐熊朋子君）**

すみません、私の説明が足りなかったようですが、サービスでしていたところが有料にしたのではなくて、サービスでしていた病院が、産科を閉鎖されたんです。（「産科をね」と呼ぶ者あり）はい、今年の4月から。それで、予定外に有料のところにお産が流れてしまって、そしてこちらのほうも、その分の補助が必要になったという……（「なったということでしょう」と呼ぶ者あり）はい。

**○議長（辻 浩一君）**

田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

いや、だから、だから言っているわけですよ。だから、もともと、そこでサービスでやられていたところを見込んで今まで予算を組んでいたということじゃないですか、要はね。だから本来は、本来は何人生まれる、新生児が何人生まれるということについて、そのサービスを当てにして予算を組んでいたということになるわけじゃないですか。本来は、そういうことじゃなくて、予算立てをするときには、全部で何人生まれるからそれに対して補助をしますよという組み方をしなければならなかったんじゃないんですかというふうなことです。要するに、産科をやめられた、サービスでされていた病院が産科をやめられた、だからほかのところへ行かれた。ほかのところへ行って、そこは有料だった、だから今回補正を組むわけです。別に、補正を組むということに対して私は、それはもう当然だと思います、やっていいですよ。ただ、一番初めの当初予算の段階でこれは組むべきじゃなかったんですかということです。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

今までの実績からいうと、数を言いますと、例えば令和5年が51件、令和6年が61件ですね。ですが、そういう流れでしたので、やっぱり例年の状況も私たちは勘案して予算を計上しますので、決してお産が何件あるから全部というところではなく、ある程度の今までの実績から予算は計上します。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

お答えをします。

議員おっしゃるのがまさに正しいこととは思いますが、予算編成のときには過大な見積りもしたらいけないものでして、実績に合わせたところで大体これまでやっておりました。その産科のところが開鎖するところまでは前回は見込んでいなかったものですから、ちょっと今回補正をするというふうなことになりました。大変申し訳ありません。

○議長（辻 浩一君）

これで3項、母子保健事業についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書41ページ、4款、衛生費、2項、清掃費から42ページ、3項、上水道費までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで4款、衛生費の質疑を終わります。

次に、43ページから45ページまで、6款、農林水産業費、1項、農業費について質疑を行います。

質疑の通告があります。3目、農業振興費について発言を許可します。諸上栄大議員。

**○6番（諸上栄大君）**

それでは、3目の農業振興費についてお尋ねします。

これは委託料と工事請負費を一緒に聞かせていただきます。

まず、測量設計（ハウス団地基盤整備事業）で516万9,000円減額されておりますが、減額の理由についてお伺いします。

それと、工事請負費でハウス団地基盤整備事業で516万9,000円が逆に増額計上されていますけれども、この工事内容とその理由についてお尋ねします。

**○議長（辻 浩一君）**

農業政策課長。

**○農業政策課長（中村忠太郎君）**

お答えをいたします。

まず、委託料の減額の理由でございますが、こちらのほうは、当初予算は測量設計に必要な全ての業務についての内訳、単価を積算して委託料を予算計上しておりました。しかし、工事期間に余裕を持たせるために、測量設計前の全体測量設計業務を令和6年度中に前倒しして実施し、今回その全体測量を行った業者との随意契約により測量設計を行ったため、資料、データの蓄積、そちらのほうもございましたので、当初予算より安価で契約できたための減額でございます。

一方、工事内容、その増額理由について答弁をいたします。

こちらのほう、現在造成工事を行っている途中でございますが、工事内容に変更はございません。今回の補正は、委託料も含めて補助事業の対象となっておりますので、今後工事内容に変更が生じた場合に対応するため、工事請負費へ今回、委託料を減額した同額を移し替えたところでございます。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

諸上栄大議員。

**○6番（諸上栄大君）**

そしたら、工事請負のほうはですよ、一応、区画整理工とか、雨水排水工とか、暗渠とか、農道作業とか、幾らか補助対象をまた単独で分けてありますけれども、その中でどれかが変更になっていくというようなことではなかったんですかね、そこをもう一回確認します。

**○議長（辻 浩一君）**

農業政策課長。

**○農業政策課長（中村忠太郎君）**

お答えをいたします。

先ほども申しましたとおり、現時点で工事内容の変更というのはこちらのほうに来てはお

りません。あくまでこちらのほうは補助事業でございますので、委託料のほうが確定しておりますので、今後、工事請負費の増額に備えての移替えの補正となっております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。

あと、すみません、1つだけ教えていただきたいんですけども、継続事業として工事請負費、令和8年度まで継続費として計上されておりますけれども、今回その予算の増額になった分で、幾らか今まで継続費の配分とかが変わってくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺で継続費の計上というのがされなくてよかったのかというところがちょっと気になったので、最後にお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

こちらのほう、議員おっしゃるとおり継続費で計上しておりますが、今の時点で継続費のほうの補正を行う必要はない状況でございます。年度が終わった後にもし繰越し等が生じましたら継続費の補正をさせていただきたいというふうに考えております。継続費の繰越しです、ね、そちらのほうをいたします。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

これで1項、農業振興費の質疑を終わります。

次に、46ページ、6款、農林水産業費、2項、林業費から52ページ、8款、土木費、6項、新幹線費までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで8款土木費までの質疑を終わります。

次に、53ページ、9款、消防費、1項、消防費について質疑の通告があります。

1目、常備消防費について発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、53ページの常備消防費の負担金、補助及び交付金について質問をいたします。

今回、広域市町村圏組合消防費の負担金なんです、これは昨年の12月——これは毎年12月である程度負担金の補正というものをやっていきます。昨年度は599万円、600万円程度の負担金の増額補正だったんですが、今回1,473万円と、ちょっとその前、ずっと以前はどうだったのかというのはちょっと私も調べていないんですが、昨年度とするとかなり大きな増

額補正ということになっているわけです。ここら辺、要因としてどういうことでこの負担金が増額されたのかということについてまず質問をいたします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

まず、負担金の積算で主となるものが、国から各自治体に交付される地方交付税の消防費、これの73.5%相当額となります。この地方交付税は、各自治体が消防活動をスムーズに業務遂行できるように消防に係る、例えば人件費とか、消防設備、救急業務、こういったものを考慮して国が自治体へ交付をするものです。この地方交付税の算定に当たっては、住民1人当たりに係る消防費用の標準単価がございます。この標準単価が、昨年度、令和6年度から比較すると、今年度約500円高くなっております。消防費に係る地方交付税もそれに伴って増えておりますので、この分がこの負担金として補正額になっているんですけど、先ほど言われた600万円程度、昨年度は、前々年度より前年度が200円ぐらいそこが高くなっておりまして、今回は500円高くなっておりますので、当然この交付税に伴った負担金になりますので、そういったことで約3倍程度、2.何倍ですかね、補正額とすれば。そういったこととなります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そしたら、この負担金というのは、要するに杵藤広域圏の消防の常備消防ですよ、これぐらい掛かったからこれだけ負担じゃなくて、あくまでも地方交付税の分が各自治体に配分をされた。それが、そのまま常備消防費として、負担金として発生をする、要するに国の算定基準が変わったから今回変わったというふうに捉えていいわけですね。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、国から各自治体に交付される交付税の消防費の73.5%相当額が負担金としてなりますので、当然、国から各自治体に交付される交付税が上がれば、当然その負担金が上がることです。恐らく、今回1人当たりの標準単価が上がったのは、人件費の増加とかそういったものが要因と考えられます。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで9款、消防費の質疑を終わります。

次に、54ページ、10款、教育費、1項、教育総務費から57ページ、3項、中学校費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで3項、中学校費までの質疑を終わります。

次に、58ページ及び59ページ、10款、教育費、4項、社会教育費について質疑の通告があります。

3目、公民館費について発言を許可します。増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

3目、公民館費、12節、委託料で、低濃度PCB調査（吉田公民館）17万2,000円でお尋ねいたします。

このことは合同常任委員会でも説明はあったんですけども、具体的に詳しく質問したいんですけども、調査に至るまでの経緯と調査内容をまずお伺いします。

**○議長（辻 浩一君）**

文化・スポーツ振興課長。

**○文化・スポーツ振興課長（小原和子君）**

お答えいたします。

この調査に関しまして、今年度、電気関係の保守点検業務の委託をしております業者のほうから、吉田公民館の老朽化による電気工作物の処理に関する説明を受けたところです。

その後、処理に係る見積り等を取り寄せまして、まず、事前調査に係る費用として12月の補正予算で17万2,000円を計上しているものです。調査の内容といたしましては、電気設備の低濃度PCBについては、法律で令和8年度末、令和9年の3月までが処理期限となっておりますので、受電設備の変圧器内のPCB濃度を調査する必要があります。もし含まれていなければそのまま使用することができますが、含まれているようであれば、PCB特別措置法において適切な処理業者に委託して処分することが義務づけられているところでございます。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

こちらは吉田公民館ですけども、これはよく屋上とかにある、何ですかね、詳しくあれですけど、まとめた分の、そこの中のPCBが入っているかどうかということの調査ということでもいいんですか。

先ほど言われたのが、今年度検査をしたときに分かりましたということですのでけれども、これまではそういったことは、検査自体はどのくらいの頻度でされていらっしゃるんでしょうかということと、何で今年分かったんでしょうかということをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小原和子君）

お答えいたします。

電気設備の保守点検業務に関しましては毎年行っていただいております、委託しておりますので。以前からも話をいただいておりますけれども、令和8年度末までという期限もありましたので、これまで、ぎりぎりのところまでという形で見送っていたところでございます。もう来年度の末までということにもなりましたので、見積り等を取り寄せて、業務を行うようにしているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。

もしその調査をされてPCBが確認された場合の今後のスケジュール的なこととか、その予算的なことをお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小原和子君）

今回の事前調査を行いまして、PCBが含まれているということであれば、年度を改めまして、令和8年度に電気設備の取替え等の工事を行う予定にしております。（「予算」と呼ぶ者あり）予算につきましては800万円程度必要になると思われれます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで4項、社会教育費の質疑を終わります。

次に、60ページ、10款、教育費、5項、保健体育費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで10款、教育費の質疑を終わります。

次に、61ページ、11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費について質疑の通告があります。

1目、現年公共土木施設災害復旧費について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

市道内野山木場線の地すべり災害復旧事業についてお尋ねします。

こちら合同常任委員会での説明もございましたけれども、再度質問させていただきます。

こちらは5,720万円の減額補正となっておりますけれども、その減額補正の理由をお伺いいたします。これは、主要な事業の説明書では16ページですね。

それと、今後の計画をお伺いいたします。

**○議長（辻 浩一君）**

建設課長。

**○建設課長（小笠原啓介君）**

お答えをいたします。

市道内野山木場線地すべり災害復旧事業ですけれども、本事業は、令和7年3月に災害査定が実施をされました。その査定額が4億円を超える査定額であったため、災害復旧事業の規定によりまして、財務省と国交省が再度協議する保留案件となります。その保留解除後に工事を発注する予定でありましたけれども、保留解除が10月までかかってしまいました。今後、実施設計書の作成、それから県との発注に向けての実施協議、こういうものがありますけれども、そのために、今年度発注をしましても工事の進捗が少なくなることから、工事請負費5,720万円を減額するものでございます。

66ページのほうに継続費についての説明がありますけれども、継続費の予定ですけれども、これを見ていただくと、令和8年度事業完了と当初はしておりましたけれども、今御説明したことによって、令和9年度まで延長した事業を予定したいと考えております。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

分かりました。その工事の変更とか継続費ということですがけれども、地元の方への説明とか、この変更になったことによって工事が延びたりとか等あると思うんですけれども、地元の方への説明とかはどんなふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

**○議長（辻 浩一君）**

建設課長。

**○建設課長（小笠原啓介君）**

お答えをいたします。

発災当時から、区長さん、区の役員さんとは常時連絡を取っておるところでございます。皆さん、工事を発注されるということは御承知とは思いますが、正式に契約が締結後、再度、地元の住民の皆様には工事の内容等も含めて御説明をしたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

やはりいつ回復するかとか住民の方も心配されると思いますので、やはりいついつまでにという大体の計画とか、地元説明をぜひしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

答弁なしでいいですね。

これで11款、災害復旧費の質疑を終わります。

次に62ページ、12款、公債費、1項、公債費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで12款、公債費の質疑を終わります。

以上で歳出全部の質疑を終わります。

次に、事項別明細書3ページ、第2表 継続費補正から8ページ、第4表 地方債補正までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第2表 継続費補正から第4表 地方債補正までの質疑を終わります。

これで議案第78号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を終わります。

次に、議案第79号 令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第82号 財産の取得についてまでの4議案について、一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第79号から議案第82号までの質疑を終わります。

次に、本日追加した議案第83号 財産の取得についてから議案第85号 財産の取得についてまでの質疑を行います。

なお、議案第83号から議案第85号までについては通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。

これも同様に、質疑は3回を超えることはできませんので、御注意ください。

まず、議案第83号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号について質疑はありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

議案第85号についてということであれですが、今回、議案第82号 財産の取得について、庁舎1階フロアの財産の取得というのが指名競争入札でありました。議案第83号、議案第84号が議案第85号が、同じ庁舎のフロアの、これが随意契約ということで今回、財産の取得というふうになっています。ここに至った理由、やはり指名競争入札になぜならなかったのか。随意契約で今回契約を、財産の取得をするということなんですが、これは市民の皆さんにとってみると、私たち議会報告会をやった中でも、あれだけ随意契約というものはないほうがいいんじゃないかというふうな、ある会場でそういう指摘も受けました。そういったことで、今回確認の意味で、なぜ、この議案第82号が指名競争入札で、あとが随意契約となったのか、ここら辺の経緯について説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えします。

2階から4階フロア什器につきましては不落に終わっておりました。設計書の単価について、まずは妥当な金額だったのかどうかをメーカーへ確認を行い、その結果、再度交渉の余地があるものと判断しております。

あと、そのほかに、議会の議決を得る必要があり、1月の改選時期など、今後の議会調整で市長や議員が替わった場合の対応が難しい。また、納期が6か月必要で、再度入札は今後の開庁にも影響しかねるという理由で、地方自治法施行令第167条の2第1項の8号により随意契約をすることができるということになりましたので、最低入札者と見積り合わせを行い、その結果、予定価格以下で全て落札となっております。

以上が経緯になります。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

要するに、この随意契約をすることができるということですよ、一応、あるわけですよ、こういった場合に随意契約をすることができますよという要件というのは当然あるわけなんですが、その中でいけば、不落随意契約という形の今回随意契約というふうに捉えていいわけですかね。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、そのような考えで、理解で結構だと思います。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第85号の質疑を終わります。

以上で本定例会に提出された全ての議案に対する質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、明日12月10日も議案質疑の予定でありましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了いたしましたので、10日は休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月10日は休会することに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後1時38分 散会